

『W・マーケ』規約

甲と乙とは、甲が乙のために行う営業代行に関して、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結します。

甲	住所 : 東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館 20階 会社名 : ラフ・メイカー株式会社 氏名 : 代表取締役 田口 恭平
乙	住所 : 会社名 : 氏名 :
契約締結日	
特記事項	

第1条 (目的)

本契約は、甲が提供する「W・マーケ」サービスにおいて、乙の商材・サービスに関心を有する可能性のある見込み顧客との商談機会を創出するための送客業務について定めることを目的とします。

第2条 (サービス内容)

1. 甲は乙に対し、乙のサービスまたは商品に関心を有する可能性のある企業または個人との商談機会の創出（以下「送客」という）を行います。
2. 本サービスの内容は以下の通りとします。

項目	内容
サービス名称	W・マーケ
提供内容	見込み顧客の送客
送客数	10 商談
料金	330,000 円 (税込)
1 商談単価	33,000 円 (税込)
契約期間	契約日より 1 年間

3. 甲は、乙のサービス内容をヒアリングした上で、適切と判断される見込み顧客へのアプローチを行う。
4. 当該料金（330,000 円（税込））に関して、甲の顧客である企業からの同額のサービス提供を受ける権利を有することができます。

第3条 （商談の定義）

本契約における「商談」とは、以下の条件を満たすものをいいます。

- (1) 乙のサービス説明を目的とした面談、オンライン会議等による商談機会
- (2) 乙または乙の担当者が直接対応可能な状態で設定されたもの

第4条 （送客完了）

1. 甲が乙に対して合計 10 件の商談機会を提供した時点で、本サービスは完了とします。
2. 前項の送客が契約期間内に完了した場合、その時点で本契約は終了するものとします。

第5条 （契約期間）

1. 本契約の期間は、契約締結日から 1 年間とします。
2. 期間内に 10 商談の送客が完了した場合、本契約はその時点で終了します。
3. 万が一、1 年間の期間内に 10 商談の送客が完了しなかった場合は自動延長するものとします。

第6条 （料金および支払い）

1. 乙は甲に対し、本サービスの対価として以下の料金を支払います。

サービス利用料：330,000 円(税込)

2. 支払条件は以下の通りとします

契約締結後、直近の 5 日・10 日・15 日・20 日・25 日・30 日・末日に一括支払い

【振込先】三井住友銀行 （金融機関コード 0009）

トランク NORTH 支店（支店コード 403）普通 0473520

ラフメイカー (カ)

4. 乙は、前記支払期日までに、甲が発行する請求書に基づき、上記金額を支払うものとします。この場合における振込手数料は、乙の負担とします。

5. 甲に事前に相談もなく、乙が利用料金の支払を遅滞した場合、年3%の割合による遅延損害金を甲に支払うものとします。

【契約のキャンセル・クーリングオフについて】

本サービスは、登録後のキャンセルはできません。本サービスは、契約主体が法人・個人であることを問わず、事業者間取引に該当し、クーリングオフの適用対象外となります（特定商取引に関する法律第26条）。

第7条 (キャンセル)

1. 以下の場合でも、商談は送客実績としてカウントします。

- 乙都合による商談キャンセル
- 乙が商談に参加しなかった場合

ただし、以下の場合にはカウントしません。

- 甲の手配ミス
- 見込み顧客の重複

第8条 (成果保証)

本サービスは商談機会の提供を目的とするものであり、契約成立または売上発生を保証するものではありません。

第9条 (秘密保持)

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上、その他一切の秘密を、本契約の有効期間中はもちろん、その終了後においても第三者に漏洩してはなりません。本契約に関して本契約の終了後も、甲のクライアント内、若しくは関係者等に本契約内容を開示または漏洩してはなりません。契約違反が発覚し、甲が損害を被った場合は、相応の被害額に加え、以降の事業の売上に影響をきたす可能性がある範囲を協議し、相応の損害賠償を乙に請求するものとします。

第10条 (禁止事項)

乙は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為をしてはならないものとします。

(1) 本サービスにより紹介された顧客に関する情報を、第三者に提供、開示または漏えいす

る行為

- (2) 本サービスにより紹介された顧客に対し、不適切または迷惑となる営業行為を行うこと
- (3) 法令に違反する行為、または社会通念上不適切と認められる営業行為を行うこと

第11条 (契約解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要することなく、本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

- (1) 乙が本契約の条項に違反した場合
- (2) 乙に支払遅延が生じた場合
- (3) 乙が社会的信用を著しく損なう行為を行った場合

第12条 (損害賠償)

甲または乙は、本契約に違反し、これにより相手方に損害を与えた場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第13条 (協議事項)

本規約に定めのない事項または本規約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

第14条 (管轄)

本契約上の紛争については、甲の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

第15条 (契約締結)

本契約締結の証として、本書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的处理を施し、双方保管するものとします。